

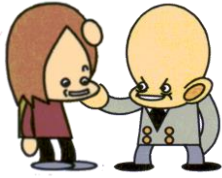
# 不動産業者の皆さまへ



**暴力団組長が組員に使用させる部屋を不正に賃借契約させた事案が発生しました!**

## 事案の概要

暴力団幹部Aが、暴力団と交流のある一般人Bに暴力団員が使用する部屋の賃借を依頼



一般人Bが、不動産会社へ行き、暴力団員が使用することを秘して、自己使用目的と偽り賃借契約を結ぶ

暴力団幹部Aの配下の暴力団員を居住させる

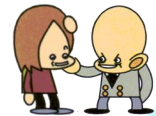


捜査により、賃借権詐欺であることが判明逮捕に至る

## 暴力団員に悪用されないために...

1

暴力団は、暴力団員のたまり場となるような部屋を常に探しています。暴力団員やその関係者に騙され、契約を結ばされることのないよう、全ての契約者に対し、契約書内の**反社会的勢力排除条項**を、確実に説明していただくようお願いします。



2

・契約上の居住者以外の暴力団員風の者の出入りがある  
・暴力団員風の者が多数、又は頻繁に出入りしている  
・部屋に出入りする者が頻繁に迷惑駐車をしている  
等の部屋は、暴力団事務所として使用されている可能性があります。



暴力団に関する相談等は、

けいさつ総合相談センター（#9110）

最寄りの警察署

（財）暴力追放薬物乱用防止センター ☎048-834-2140

で受け付けています。

不動産取引に関し、暴力団の関与が疑われるときは、ぜひご相談ください。

警察も暴力団排除活動を鋭意実施しておりますので、警察からの照会等があった際には、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。



**全国で暴力団排除の機運が高まっています!**



**みんなで力を合わせて、暴力団を排除しましょう!**

**埼玉県警察本部  
組織犯罪対策課・捜査第四課**